

**令和８年度首都圏放置自転車クリーンキャンペーン
神奈川県実施要領**

項 目	内 容
趣 旨	自転車・バイク（以下「自転車等」）の利用増大に伴い、一部の駅周辺等では大量かつ無秩序に自転車等が放置され、これに起因して道路環境の悪化や交通事故・渋滞等が発生している現状にある。 そこで、自転車等の放置を防止するため、関係機関・団体が相互に連携を密にし、放置自転車追放のためのキャンペーンを展開することとする。
期 間	令和８年１０月１日（木）から１０月３１日（土）まで 〈１０月２２日（木）から３１日（土）の１０日間を強調期間とする。〉
主 唱	首都圏放置自転車クリーンキャンペーン神奈川県推進会議
統 一 標 語	自転車の 代わりに置こう 思いやり
実施機関・団体	首都圏放置自転車クリーンキャンペーン神奈川県推進会議 設置規約第２条の機関・団体とする。
推 進 事 項	１ 広報活動及び放置自転車等の撤去活動を推進する。 ２ 違法駐車追放運動等と連携した活動を推進する。 ３ キャンペーン期間中、自転車等の防犯登録促進運動を併せて実施する。 ４ 自転車利用者の交通ルールの遵守とマナー向上を図るための広報を同時に行う
そ の 他	令和８年度首都圏放置自転車クリーンキャンペーン実施結果についてまとめ、作成する。